

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
本編				
風水害関係	-	災害事象に竜巻が追加されていますので、東京都地域防災計画を参考に追記を検討してください。	総務局	P 235に竜巻発生時の情報伝達について追記します。
全体	-	貴市地域防災計画では、動物救護に関する予防対策の記載がありませんでした。福祉保健局別紙(抜粋版)の都地域防災計画を参考に御検討ください。 その他の記載事項につきましても、都地域防災計画を参考に御検討ください。 別紙有	福祉保健局	第2部減災計画第5章第7節「防災意識の向上」に追加します。 平成26年度より獣医師会と協力してペットの避難所での受入訓練や総合防災訓練での意識啓発を始めましたので、市民に対する同行避難や事前対策の周知、避難所での訓練などを記載します。
全体	-	危険動物の逸走時対策について、貴市地域防災計画では警視庁及び東京消防庁の対応は記載されておりますが、市の対応の記載がありませんでした。 都地域防災計画を参考に御検討ください。 【参考】東京都地域防災計画 平成26年修正 抜粋 第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 < 応急対策 > 3 危険物等の応急措置による危険防止 3-4 危険動物の逸走時対策 (1) 対策内容と役割分担 住民が飼養している特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物)の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。 都総務局 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理 都福祉保健局 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整 都産業労働局 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導 都建設局 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置 警視庁 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法) 東京消防庁 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送 区市町村 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・住民に対する避難の勧告又は指示 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設、避難住民の保護 ・情報提供、関係機関との連絡	福祉保健局	災害の事象や危険の原因に関わらず、担当部署にて「避難勧告、指示」「避難誘導」「避難所の開設」「情報提供、関係機関との連絡」を行う想定でいます。 各種対応の起点となる第3部第1章第4節第1 8「避難準備、避難勧告または指示、警戒区域の指定」に危険動物の逸走時対策を含めた、国立市で想定している危険物等を記載します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
全体	11 37 59 60 61 63 270 273 274	家具の転倒防止等 家具類の転倒防止 家具類の落下・転倒防止 などの記載を下記に統一 家具類の転倒・落下・移動防止 【修正理由】 東京都地域防災計画との整合性を図るもの。	東京消防庁	修正します。
第 1 部				
第 1 章 第 6 節	2	「第 6 節 計画の修正」において、地区防災計画の反映等による修正を追記したら良いのではないのでしょうか。	総務局	追記します。
第 2 章 第 2 節	5	東京都関係機関の表中 警視庁の事務について、4「死体の見分」とありますが、「遺体の見分」と修正してください。	総務局	修正します。
第 2 章 第 5 節	8	指定公共機関 機関の名称としては、「郵便局」ではなく「日本郵便」になります。	総務局	修正します。
第 3 章 第 2 節 2	11	定義の表記に混同が見られますので、統一を図ってくださるようお願いいたします。(「しょうがいしゃ」「しょうがい者」) 全体的に確認をお願いします。	福祉保健局	「しょうがい者」に統一します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第5章 第1節 3	23	(1) 地震動 「市全域で震度6強以上となる。」もしくは「市全域で震度6強となる。(一部震度7)」 震度7が0.1%あるため。	総務局	修正します。
第5章 第1節 3	23	(3) 火災 火災により3,143棟焼失することが想定されている。(倒壊建物を含む。)	総務局	修正します。
第5章 第1節 3	25	国立市の地震被害想定(立川断層帯地震による被害想定) 立川断層帯18時4M エレベーター閉じ込め台数 4 6	総務局	修正します。
第5章 第3節	30	定義の表記に混同が見られますので、統一を図ってくださるようお願いいたします。(「要配慮者」「災害時要配慮者」) 全体的に確認をお願いします。	福祉保健局	「要配慮者」に統一します。
第2部				
第1章 第3節 第1 1	34	・「首都直下地震等による東京の被害想定」は平成24年5月ではなく平成24年4月となります。 ・震度階級は算用数字で表記した方が良いのではないのでしょうか。 「震度 強」「震度6強」 ・火災に伴う焼失率に誤りがあるようです。被害想定報告書1-54及び1-60で確認をお願いします。	総務局	修正します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第2章	37 ~ 40	減災目標1~3 ・可能であれば、「第2章 減災目標」の中に、東京都地域防災計画(震災編)P114~115を参考に“大規模空間の天井”の文言を追記してください。	都市整備局	「天井や屋外広告物の危険性を周知し、必要に応じて改善すべきことを啓発する」旨の記載で良いでしょうか？ よろしければ、減災目標1 1-1(2)及びP51第3章第4節【施策の方向】4に項目を追加して修正します。
第3章 第5節 【現状と課題】	54	(4) 急傾斜地 ・土砂災害防止法の改正は、平成26年11月(施行はH27.1) ・正確を期すため、「土砂災害警戒区域」という言葉は、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に変えてください。 ・急傾斜地危険箇所以外も要件を満たせば、土砂災害警戒区域等に指定することがあるので留意ください。	建設局	修正します。 なお、国立市は未だ基礎調査も実施されておりません。警戒区域等の指定後にハザードマップ等を掲載する際に、必要な修正を行います。
第3章 第6節 【施策の方向】 1	57	「市が管理する河川・用水について整備を促進する」とありますが、具体的にどこの河川で何を整備するのか記載した方がいいのではないのでしょうか。	総務局	「とともに、本市が～」を削除します。 市の管理は矢川ですが、もともと湧水で水量が少なく、具体的な整備計画はありません。
第3章 第6節 【施策の方向】 3	57	「災害時要配慮者施設」は、市による定義なのでしょうか。 P111枠内では「災害時要配慮者」ではなく「要配慮者」となっています。	総務局	「要配慮者施設」に修正します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第3章 第6節 【施策の方向】 3	57	災害時要配慮者施設とは 身体しょうがいしゃ 身体障害者 聾学校 ろう学校	総務局	「災害時要配慮者施設とは」全体を見直したところ、左記の表現を削除します。
第3章 第6節 【施策の方向】 3	57	災害時要配慮者施設とは 「災害時要配慮者施設」について、現在の関係法規と表現が異なる種別があります(例:「身体しょうがいしゃ更生援護施設」「障害者支援施設」)。施設種別の表現が現在の法規の表現と合っているか再度ご確認をお願いいたします。	福祉保健局	確認して修正します。
第3章 第6節 【施策の方向】 3	58	【事業計画】 避難勧告等の発令基準についても、内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に今後検討してください。	総務局	事業計画「避難勧告等の発令及び情報伝達体制の整備」に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考にすることを盛り込みます。 現状では、勧告等の発令とともに行う避難所の開設などの業務実施体制が整っていないため、こちらとあわせて検討します。
第3章 第7節	59	枠内の 1つ目 「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都 平成24年5月) (東京都防災会議 平成24年4月)	総務局	修正します。
第3章 第7節 【施策の方向】 1	60	1 市街地の安全化の対策の推進 1行目～2行目にかけて「沿道緑化」が記載されていますが、本節の趣旨に整合しないのではと思われます。 ブロック塀等に代わり、生け垣化することによる倒壊の危険防止の趣旨であれば、若干説明が必要ではないかと思われます。	都市整備局	火災対策として延焼遮断効果の確保するために「沿道緑化」を記載しています。 ブロック塀の倒壊対策は【施策の方向】1 に別途記載しています。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第4章 第4節	72	しょうがいしゃ(P.72他)としょうがい者(P.11)が混在しているので、整理した方がいいのではないだろうか。	総務局	「しょうがい者」に統一します。
第4章 第4節 【現状と課題】	72	表中 高齢者、しょうがいしゃ、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等発災前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者を要する者 何に配慮が必要なのか記載されておりませんので、追記をご検討くださいますようお願いいたします。	福祉保健局	表を削除し、P11「要配慮者と避難行動要支援者とは」を参照とします。
第4章 第4節 【施策の方向】 2	73	(1) 避難行動要支援者名簿の作成 市は、要配慮者の避難体制について、災害対策基本法第49条の10 4 第1項に基づき、自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者について、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。 条文が異なるため、修正願います。	福祉保健局	修正します。
第4章 第4節 【施策の方向】 3	75	「第4節 要配慮者の避難支援」内に、「福祉避難所」と「医療及び介護が提供可能な福祉避難所」の記載があり、区別が分かりづらいと思います。 整備の方針や内容を再度整理して記載してはどうでしょうか。	福祉保健局	【施策の方向】3 医療及び介護が提供可能な福祉避難所については、【現状と課題】を受けてのもです。在宅医療推進連絡協議会が中心になって、福祉避難所を作りたいとの意向があって取り入れているものです。 現在、国立市では介助者等が市で確保できないため、協定を締結した福祉施設を「福祉避難所」としてしています。
第5章 第1節 【現状と課題】	81	(2) 情報提供、広報 市民への情報提供等について、Lアラート(災害情報共有システム)の活用を検討したらどうでしょうか。	総務局	現状としてDISへの入力により避難情報がLアラートを通じて伝達されることを追記します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第5章 第2節	85	枠内の 1つ目 国立市の被害想定について、「風速6m」を「風速8m」へ変更願います。	福祉保健局	修正します。
第5章 第2節 【現状と課題】	85	(1) 災害時の救急・救護体制 (社)国立市医師会 (一社)国立市医師会に修正してください。	総務局	修正します。
第5章 第2節 【現状と課題】	85	(1) 災害時の救急・救護体制 の文中「重傷者」を「重症者」へ変更願います。	福祉保健局	修正します。
第5章 第2節 【現状と課題】	85	(1) 災害時の救急・救護体制 「中等症者は、救急告示医療機関の後方医療施設へ搬送することとしている。」を「中等症者は、国立市内の救急告示医療機関の後方医療施設へ搬送することとしている。同機関への搬送が困難な場合は、災害拠点連携病院へ搬送する。」へ変更願います。	福祉保健局	修正します。
第5章 第2節 【現状と課題】	85	(1) 災害時の救急・救護体制 「北多摩北部二次医療圏」を「北多摩北部二次保健医療圏」へ変更願います。	福祉保健局	修正します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第5章 第2節 【現状と課題】	85	(1) 災害時の救急・救護体制 「医療救護活動に関係する具体的な訓練ができていない」、「地域における応急救護や搬送体制の構築等が課題」とあります。これらについて【施策の方向】においても対応策を言及されたほうがよろしいかと考えます。	総務局	【施策の方向】「3 災害時救急・救護施設等の業務継続」の後に追記します。 ・年間訓練計画での訓練実施 ・協定による搬送車両確保(タクシー事業者、福祉事業者)など
第5章 第2節 【現状と課題】	86	(3) 医薬品の備蓄 「有効期限の切れた医療用具については廃棄」とありますが、入れ替えであれば「更新」などの記載に変更したほうが良いかと考えます。	総務局	修正します。
第5章 第2節 【施策の方向】 2	86	「平常時から個人が常時服用している医薬品の処方箋について、コピーを所持するよう周知徹底する。」との記載について、処方箋のコピーを推奨することは、偽造処方箋の観点から好ましいとは言えないため、お薬手帳の所持を周知する旨の記述への変更をご検討ください。 【修正例】 平常時から個人が常時服用している薬の名前が記録されている、お薬手帳を所持するよう周知徹底する。	福祉保健局	修正します。
第5章 第3節 【現状と課題】 1	88	表中の条件 風速 8 m/s	総務局	修正します。
第5章 第3節 【現状と課題】 5	89	指定避難所等の状況の表中 福祉避難所の記述について「災害時の役割」の説明をもう少し詳しく記載してください。	総務局	追記します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第5章 第3節 【施策の方向】 5	90	福祉避難所は、現在、高齢者施設やしょうがいしゃ施設等市内12施設と緊急時一時受入れに関する協定を締結しているが、利用者の要望が多い「東京都多摩障害者スポーツセンター」との協定についても引き続き要請していく。 脱字のため、修正願います。	福祉保健局	修正します。
第5章 第4節 【現状と課題】 1	93	(1)施設の耐震化状況 ...谷保浄水所は平成27年度に実施される予定でしており、中浄水所は... また、配水管については、耐震継手化率が約2528%(平成2426年3月末現在)となっており、... (赤字のように、現在の状況に時点修正をお願いします(耐震継手化率の直近データは25年度末))	水道局	修正します。
第5章 第4節 【現状と課題】 2	94	トイレの整備目標を記載したらどうでしょうか。 都の地域防災計画(震災編)では、75人当たり1基の災害用トイレの確保に努めるとしています。	総務局	既存の便器や各家庭でも使用できることを考え、携帯トイレを整備しようと考えています。ただ、数値目標は現時点で根拠のある数値を示すことができないため、今回の修正では見送ります。
第5章 第5節	99	枠内の 2つ目 立川断層帯地震の風速6m 風速8m	総務局	修正します。
第5章 第5節 【現状と課題】 2	99	の文末 耐震化進めている 耐震化を進めている	総務局	修正します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第5章 第5節 【施策の方向】 1	100	の文章内 立川断層帯地震の風速 風速6m 風速8m	総務局	修正します。
第5章 第5節 【施策の方向】 3	100	2)し尿処理 東京都下水道局との覚書により水再生センターし尿運搬が…… (回答) 2)し尿処理 東京都下水道局流域下水道本部との覚書により、水再生センターへのし尿運搬が…… 修正願います。	下水道局	修正します。
第5章 第7節 【施策の方向】 2	106	市民や事業所等における防災意識の向上 「地震に対する10の備え」「地震その時の10のポイント」に加え、要配慮者についての、「地震から命を守る「7つの問いかけ」を活用した意識啓発」を加えてもいいのではないのでしょうか。	総務局	資料2-6として追加します。
第3部				
第1章 第1節 第3 5	111	[通知先] (社)東京都トラック協会 (一社)東京都トラック協会 に修正してください。	総務局	修正します。
第1章 第4節 第1 5	131	(6) 情報の報告 都への報告 イ 報告の種類及び期限等 入力画面に記載されている項目が、旧DISの項目のままになっていると思われるので、修正してください。また発災通知については、総務省消防庁の火災・災害即報要領(昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知)によると、区市町村は覚知後30分以内に都道府県に第一報する必要がありますので、その旨を記載してください。	総務局	東京都地域防災計画震災編(平成26年修正)本冊P332の表と同じ記載内容になっています。大変申し訳ありませんが、入力画面について、どのように修正すればよろしいでしょうか? 都の地域防災計画修正時に修正する。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第1章 第4節 第1 8	137	(1) 避難準備、避難勧告または指示 表中 避難準備 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は平成27年8月に見直されています。	総務局	修正します。
第1章 第4節 第1 11	141	(1) 車両及び燃料の確保等 【調達先一覧】 社団法人東京都トラック協会 一般社団法人東京都トラック協会 に修正してください。	総務局	修正します。
第1章 第4節 第1 15	143	15 応急仮設住宅の及び一時提供住宅の募集・選定 「一時提供住宅」とありますが、東京都地域防災計画(P549)では、東日本大震災での対応を踏まえ、公的住宅、民間賃貸住宅も「一時提供住宅」ではなく、応急仮設住宅として記載していますので、整合を図るようにしてください。	都市整備局	一時提供住宅に関する記載を削除します。
第1章 第4節 第2 3	149	(3) 救助の実施 災害救助の実施者 「市長は」とするならば、「補助」「執行」ではなく、「補助者」「執行者」などの表現の方が適切かと思えます。	総務局	修正します。
第1章 第4節 第2 3	149	(4) 救助の種類 ア、オ、カの表現が、法律と一致していません。(要法律確認) ア:避難所及び応急仮設住宅の供与 オ:被災者の救出 カ:被災した住宅の応急修理	総務局	修正します。
第1章 第4節 第3 1	152	(1) 発災直後の活動 活動体制 ウ 「二次医療圏」を「二次保健医療圏」へ変更願います。	福祉保健局	修正します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第1章 第4節 第3 1	154	<p>(2) 医薬品等の確保</p> <p>区薬剤師会とご相談のうえ、災害薬事コーディネーターについて追記をご検討ください。 (都地域防災計画P383、H26修正での追加事項) 【追記例】 災害薬事コーディネーターの業務は以下のとおりとする。 災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。 【災害薬事コーディネーターの業務】 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。</p>	福祉保健局	災害薬事コーディネーターの業務について追記します。
第1章 第4節 第3 1	154	<p>(3) 負傷者の搬送手段と搬送先</p> <p>中等症者「同病院での搬送が困難な場合は、災害拠点病院に搬送する。」を「同病院での搬送が困難な場合は、災害拠点連携病院に搬送する。」へ変更願います。</p>	福祉保健局	修正します。
第1章 第4節 第3 1	154	<p>(3) 負傷者の搬送手段と搬送先</p> <p>「軽傷者」を「軽症者」へ変更願います。</p>	福祉保健局	修正します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第1章 第4節 第3 第2	155	<p>(1) 発災直後</p> <p>避難行動要支援者の避難行動支援委員会を設立した地域においては、同委員会が安否確認を行い、必要な場合は避難を支援する。また、生き埋め等の場合は近隣住民又は市役所等に救助を要請する。</p> <p>避難行動支援委員会が未設置の地域においては、自治会や自主防災組織、国立市民生・児童委員協議会、国立市社会福祉協議会、福祉事業者、福祉関係団体等が協力して安否を確認し、必要な支援を行う。</p> <p>赤字部分はどのような意味でしょうか。 は「避難行動支援委員会が未設置の地域においては、…」となっていますが、 の「避難行動要支援者の」は誤字ではないでしょうか。</p>	福祉保健局	<p>市の事業として「避難行動要支援者の避難行動支援事業」というものがあります。事業内容は、地域住民が自ら要支援者と支援者を募り、あらかじめ要支援者1人に対して3人の支援者を決めておくというものです。</p> <p>もともと「災害時要配慮者避難支援事業」として実施していましたが、法改正等により事業名称を変更したようです。</p> <p>修正案で記載した「避難行動要支援者の避難行動新委員会」は地域では「災害時要援護者避難支援協議会」などと呼ばれています。</p> <p>わかりにくくなっていますので、次のように修正します。</p> <p>「避難行動要支援者の避難行動支援委員会」「避難行動支援委員会」「避難支援協議会」</p>
第1章 第4節 第3 第2	156	<p>(4) 福祉避難所への移送</p> <p>在宅又は避難所での生活が困難な方を、受け入れ可能な市内の福祉避難所に移送する項目が記載されているが、市内に受け入れが難しくなった場合、知事(福祉保健局)に要請し、他県市等に受け入れを依頼する(及び、他県市からの受け入れ依頼に協力する)事項の記載がありません。</p> <p>当該事項についても追記をご検討くださいますようお願いいたします。</p>	福祉保健局	<p>(5) 福祉避難所が不足した場合の対応として整理・追記します。</p>
第1章 第4節 第3 第2	157	<p>(7) 避難行動要支援者名簿の活用</p> <p>災害時における災害時要配慮者支援には... ...ただし、避難行動要支援者名簿はあくまでも避難行動に対して支援を必要とする者の名簿であるため、避難生活において配慮が必要な者に漏れないよう留意すること。</p> <p>どのような意味か不明瞭のため、分かりやすい表現にさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>例) 避難行動要支援者名簿に掲載されていない要配慮者についても、支援から漏れないように留意すること。</p>	福祉保健局	<p>修正します。</p> <p>「避難行動要支援者名簿」は「避難行動」に対すつ支援を目的としていると理解しています。しかし、避難後の生活支援も重要であり、ここが抜け落ちないようにという趣旨で記載していました。</p>
第1章 第4節 第3 第4	158	<p>(4) 登録ボランティアの受入 東京都防災ボランティア</p> <p>語学ボランティア 防災(語学)ボランティア 生活文化スポーツ局 生活文化局</p>	生活文化局 総務局	<p>修正します。</p>

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第1章 第4節 第3 4	159	(4) 登録ボランティアの受入 東京都地域防災計画(P78)では、警視庁の交通規制ボランティアも記載されていますので、追記を検討してください。	総務局	追記します。
第1章 第4節 第3 4	159	(4) 登録ボランティアの受入 東京消防庁災害時支援ボランティア 活動内容 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防部署へ自主的に参集し、消防活動への支援を行う。 1 応急救護活動 2 消火活動の支援 3 救助活動の支援 4 災害情報収集活動、消防設備等の応急措置支援 5 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 6 その他、必要な支援活動 【修正理由】 東京都地域防災計画との整合性を図るもの。	東京消防庁	修正します。
第1章 第4節 第5 9	175	「ペット管理者」の位置付けを記載した文章があると理解しやすいと思われるので、御検討ください。	福祉保健局	「ペット飼育者」に修正します。
第1章 第4節 第6 5	179	(3) 応急修理の方法 修理 社団法人東京都建設業協会 一般社団法人東京建設業協会	都市整備局 総務局	修正します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第1章 第4節 第6 6	180	(1)入居資格 「住家が全焼、全壊または流出したもの」「流失」に修正ください。	都市整備局	修正します。
第1章 第4節 第6 6、7	180 ~ 181	6 応急仮設住宅の確保、7 一時提供住宅の確保 「一時提供住宅」とありますが、東京都地域防災計画(P549)では、東日本大震災での対応を踏まえ、公的住宅、民間賃貸住宅も「一時提供住宅」ではなく、応急仮設住宅として記載していますので、整合を図るようにしてください。(6と7を統合するなど)	都市整備局	「7一時提供住宅の確保」を削除し、「6(7)その他の応急仮設住宅の供給」として公的住宅の供給と民間賃貸住宅の供給を記載します。
第1章 第4節 第6 7	181	災害救助法適用の場合の記載であれば、以下の修正をお願いします。 ・(1)入居資格 「市長が認める者」「都知事が認める者」 ・(2)実施機関 「都市計画課は、…借上げ等により被災者に提供、都が借り上げて提供することに、区が協力することが分かるような記載	都市整備局	(1)は削除します。 (2)の部分は修正します。
第1章 第5節 第3 5	222	LPガス取り扱い事業者は、ガス設備の使用再開あたって安全の確認を十分に行う。 このため、必要に応じて、都は一般社団法人東京都エムピーエーLPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。	環境局	修正します。
第2章 第1節 第2	228 ~ 230	水防法第9条で水防管理者による河川等の巡視が規定されているので、記載を検討して下さい。また具体的な巡視場所として、水防上注意を要する箇所等の記載も検討願います。	建設局	・P238「第2」の記述を修正します。 ・「平成27年度東京都水防計画」資4-28に多摩川重要水防箇所として国立市の住所が3か所記載されています。これを記載します。
第2章 第2節 第1 1	231	(1) 気象情報 気象情報に、「記録的短時間大雨情報」を入れて下さい。	総務局	追記します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第2章 第2節 第1 1	233	(2) 河川に関する情報 洪水予報と水防警報の伝達先は水防担当部署に加え避難勧告等発令部署の2系統としています。連絡先は同じでも、避難勧告等発令部署と水防担当部署に伝達している事が分かるような表現での記載を検討願います。	建設局	修正します。
第2章 第2節 第1 1	235	(2) 河川に関する情報 洪水予報と水防警報の伝達先は水防担当部署に加え避難勧告等発令部署の2系統としています。連絡先は同じでも、避難勧告等発令部署と水防担当部署に伝達している事が分かるような表現での記載を検討願います。	建設局	修正します。
第2章 第2節 第1 1	235	(2) 河川に関する情報 水防警報発表基準水位の表で、これまでは避難判断水位が特別警戒水位でしたが、平成27年度東京都水防計画から、氾濫危険水位が特別警戒水位に変更になっていますので修正願います。	建設局	修正します。
第2章 第2節 第1 1	235	(3) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報についても伝達系統図の記載を検討願います。 (平成27年度東京都水防計画4-68ページ参照)	建設局 総務局	追記します。
第2章 第2節 第1 1	235	(3) 土砂災害警戒情報 急傾斜地崩壊危険箇所調査は、土砂災害防止法に基づく調査ではなく、法的根拠はありません。	建設局	修正します。
第2章 第2節 第1 2	236	(2) 避難準備、避難勧告または指示の発令 【三類型の避難勧告等一覧】 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	福祉保健局	修正します。

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第2章 第2節 第1 2	236	避難勧告等の発令基準についても、内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に今後検討してください。	総務局	今後、検討します。
第2章 第2節 第1 3	238	水害発生時における避難先となる避難所を記載してください。	総務局	・P237「3.避難準備、避難勧告または・・・」一部追記します。 ・避難所は、表「多摩川浸水想定区域の避難所」に記載済です。
第4部				
第5章 第1	257	<p>枠内のイ 応急的住宅取得への支援</p> <p>「応急仮設住宅の供給」と「公的・民間住宅等一時提供住宅の供給」とありますが、東京都地域防災計画(P549)では、東日本大震災での対応を踏まえ、公的住宅、民間賃貸住宅も「一時提供住宅」ではなく、応急仮設住宅として記載していますので、整合を図るようにしてください。</p>	都市整備局	一時提供住宅に関する記載を削除します。
第5部				
第3章 第1節	264	<p>東海地震に関連する情報伝達系統図(平成19年10月1日現在)</p> <p>東海地震に関連する情報伝達系統図について、都地域防(震災編)P690を参考に修正してください。</p>	総務局	修正します。
第4章 第2節	269	<p>警戒宣言の伝達連絡系統(平成19年10月1日現在)</p> <p>警戒宣言の伝達連絡系統について、都地域防(震災編)P726を参考に修正してください。</p>	総務局	修正します。
資料編				

国立市地域防災計画の修正内容に対する東京都意見

編・項目	頁	東京都意見	都担当局(庁)	区市町村対応欄
第3部 災害応急復旧計画	26	資料3 - 7 災害時の活動協力要請先一覧 (一社)東京都LPガス協会北多摩西部支部国立部会	環境局	修正します。
第3部 災害応急復旧計画	26	資料3 - 7 災害時の活動協力要請先一覧 要請先:東京都下水道局流域下水道本部 要請内容:し尿の搬入及び受入れ (回答) 要請内容:し尿の受入れ 覚書上、流域本部はし尿を受入れるが、し尿の運搬・搬入は市が行うため、 搬入という文言は削除願います。	下水道局	削除します。